

第1次一括法の概要

(「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」)

平成23年5月
内閣府地域主権戦略室

1. 改正内容

地方分権改革推進計画(H21.12.15 閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備(42法律)を行う。

○ 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大(41法律)

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けを見直し

【例】

(1)施設・公物設置管理の基準

- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の条例委任
- ・公営住宅の整備基準及び収入基準の条例委任
- ・道路の構造の技術的基準の条例委任

(3)計画等の策定及びその手続

- ・中心市街地活性化基本計画の内容の一部の例示化

(2)協議、同意、許可・認可・承認

- ・市町村立幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可を届出へ
- ・都道府県の三大都市圏等大都市等における都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止

※1 政府は、施行の状況等を勘案し、児童福祉法等に規定する基準等の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※2 政府は、地方分権改革推進委員会による勧告において、地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに関し、具体的に講ずべき措置が提示された事項及び見直し措置を講ずべきものとされた事項のうち、この法律において措置が講じられていないものについて、できるだけ速やかに、当該勧告に即した措置を講ずるものとする。

○ 内閣府の所掌事務

(改革 ※) 推進のための基本的政策に関する企画・立案、基本的政策に関する施策の実施を推進) の追加(内閣府設置法)
※ 日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革

2. 施行期日

- ①直ちに施行できるもの → 公布の日(平成23年5月2日)
- ②政省令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算して3月を経過した日(平成23年8月2日)
- ③地方自治体の条例や体制整備が必要なもの → 平成24年4月1日

等